

事業者排出量削減計画書 (新規・変更)

(あて先) 京都府知事	18年
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
京都市山科区音羽八の坪51-4	医療法人社団洛和会 理事長 矢野一郎
	電話 075 - 581 -

京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	医療・介護機関				
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))				
計画期間	平成18年4月 ~ 平成20年3月				
基本方針	エネルギー使用状況を適確に掌握し、エネルギー消費効率の改善。リサイクル推進による廃棄物排出量の削減。全部門で前記2項を確実に推進することによりCO2排出量削減の方向性を確立する。				
推進体制	各所管及び部門単位に省エネ推進・環境対策委員を設置し月間のエネルギー使用状況、廃棄物排出量を掌握し、CO2排出量削減システムを構築する。				
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	18~19	病院部門	○照明・空調スイッチ付近に「節電」等の標識を貼り節電意識の向上に努める。		
	18~19	クリニック部門	○高効率蛍光灯、インバーター照明、センサー設置を一部導入し、今後順次変更の計画をしている。		
	18~19	介護事業部門	○空調設備更新時には省エネ型機種を導入を計画している。		
			○医療・介護というサービス要素が含まれる業種ですが、職員への環境教育による意識向上を計り、環境にやさしい企業を目指します。 ○事業規模拡大のため、削減率については見逃しがつかず、現在の温室効果ガス排出量を増加させないよう努力します。		
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (16)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)	
	A 事業所等排出区分	5,196 t	5144 t	-1.0 %	
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	
	C その他排出区分	t	t	%	
	排出合計	*1 5196 t	*2 5,144 t	-1.0 %	
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画)			
		取組量等		(二酸化炭素換算(t))	
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)	t
	府内産の木材の利用	(利用量)	m ³	(削減量)	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量)	kwh	(削減量)	t
		(熱供給量)	GJ	(削減量)	t
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t
削減量等合計			*3	t	
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度(実績)	目標年度(計画)	削減率(計画)		
	*1 5196 t	(02-03) 5144.0 t	-1 %		
特記事項	1. 当グループ病院部門は主要空調設備更新時に省エネ型機種を導入し、ガス・電気共約15%エネルギー削減しました。 2. 主要設備にインバーター制御を導入し、モーターの回転制御を実施しています。 3. 飲料容器は納入業者に確実に引き取ってもらっています。 4. 使用済梱包材は確実にリサイクルしています。				
連絡先	担当部署				
	担当者氏名				
	住所				
	電話番号				
	ファクシミリ番号				

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

注3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。